

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第5号、多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長 中川君。

税務課長（中川 隆弘）

おはようございます。

それでは議案第5号 多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、固定資産税の納税者が納期前の納付した場合の報奨金について、その交付率と交付限度額の引き下げを行うため、税条例の一部について、所要の改正をするものでございます。

本町は、税収の早期確保や、住民の納税意識の高揚を図ることを目的として、固定資産税の納税者が、第1期の納付月の10日から同月24日までに、年税額を一括して納付した場合に、報奨金を交付しているところでございます。

しかしながら、制度の創設時から社会経済情勢は大きく変化し、金融機関での窓口納付や、口座振替制度の普及により、納税に対する利便性が格段に向上するとともに、納税者の自主納付に対する意識が浸透してきたこと、また、納税資金に余裕のない方はこの制度を利用しづらいこと、また、交付率が昨今の市場金利と比較して相当の乖離状態にあること、さらには、県内近隣市町をはじめ、全国的にも本制度の廃止や、率・限度額の引き下げなどの見直しが見直されていること等を踏まえ、本町の前納報奨金につきましても見直しを行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

2ページをご覧ください。

第70条は、「固定資産税の納期前の納付」に関する規定でございます。

第2項中の報奨金の交付率100分の0.5を100分の0.3に、同項第1号中の限度額5万円を3万円に引き下げようとするものでございます。

1ページの中段をご覧ください。

附則として、「この条例は、平成27年4月1日から施行する。」とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、議案第5号 多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。